

ID: 35

担当部署: 企画総務部 企画政策課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	長門市ケーブルテレビ放送施設の通信線路と同一の線路を使用するインターネット接続サービスの管理及び利用に関する条例 第30条		
例規番号	平成17年条例第17号		
<p><b>【根拠条文】</b> (罰則) 第30条 詐欺その他不正の行為により利用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日